

第 11 類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) いった麦芽で、コーヒー代用物にしたもの（第 09.01 項及び第 21.01 項参照）
 - (b) 第 19.01 項の調製した穀粉、ひき割り穀物、ミール及びでん粉
 - (c) 第 19.04 項のコーンフレークその他の物品
 - (d) 第 20.01 項、第 20.04 項又は第 20.05 項の調製し又は保存に適する処理をした野菜
 - (e) 医療用品（第 30 類参照）
 - (f) 調製香料又は化粧品類の特性を有するでん粉（第 33 類参照）
- 2 (A) 次の表の(1)欄の穀物を製粉その他これに類する方法により加工した物品で、でん粉又は灰分の含有率（乾燥状態における重量比による。）が次の(a)及び(b)のいずれの要件も満たすものはこの類に属するものとし、その他のものは第 23.02 項に属する。ただし、穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）は、第 11.04 項に属する。
 - (a) でん粉の含有率（エヴェルスの偏光計法の改良法により求めたものに限る。）が、次の表の(2)欄に掲げる率を超えること。
 - (b) 灰分の含有率（鉱物質が添加してあるときは、これを控除して計算する。）が、次の表の(3)欄に掲げる率以下であること。
- (B) (A)の規定によりこの類に属する物品で、次の表の(4)欄又は(5)欄に定める目開きを有するふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率（重量比による。）が当該穀物について次の表の(4)欄又は(5)欄に掲げる率以上であるものは第 11.01 項又は第 11.02 項に属するものとし、その他のものは第 11.03 項又は第 11.04 項に属する。

(1) 穀物	(2) でん粉の含有率	(3) 灰分の含有率	(4) 目開きが 315 マイクロメートル（ミクロン）のふるいに対する通過率	(5) 目開きが 500 マイクロメートル（ミクロン）のふるいに対する通過率
小麦及びライ麦	45%	2.5%	80%	-
大麦及び裸麦	45%	3%	80%	-
オート	45%	5%	80%	-
とうもろこし及びグレーンソルガム	45%	2%	-	90%
米	45%	1.6%	80%	-
そば	45%	4%	80%	-

3 第 11.03 項において「ひき割り穀物」及び「穀物のミール」とは、穀物を破碎して得た物品で次のものをいう。

- (a) とうもろこしから得た物品については、目開きが 2 ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の 95%以上のもの
- (b) その他の穀物から得た物品については、目開きが 1.25 ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の 95%以上のもの